

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案参照条文

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（農業経営改善計画の認定等）

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の現状
- 二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
- 三 前号の目標を達成するためとるべき措置
- 四 その他農林水産省令で定める事項
- 3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。
- 4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本構想に照らし適切なものであること。
 - 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2・3（略）

（農用地利用規程）

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号八に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第三号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域

三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- 4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- 5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - 二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - 三 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- 6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。
 - 一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- 7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。
- 8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。
- 10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2~6（略）

7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。）又は有限会社で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人の組合員、社員又は株主（自己の持分又は株式を保有している当該法人を除く。以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（合名会社又は合資会社にあつては、トに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、株式会社又は有限会社にあつては、トに掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の四分の一以下であり、かつ、トに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主又は総社員の議決権の十分の一以下であるものに限る。）。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

八 その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一項又は第七十三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

二 その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該

事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたとの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実に認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同項に規定する農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合を除く。）

ヘ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

ト その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社又は有限会社にあつては取締役をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

8・9（略）

大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年十一月九日法律第二百一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、大豆の輸入に関する事情の変化が国内産の大豆の価格に及ぼす影響に対処するため、国内産の大豆につき、販売の数量及び方法を調整してその販売事業を行う生産者団体等を通じその生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定とに資することを目的とする。

（生産者団体等に対する交付金の交付）

第二条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる法人（以下「生産者団体等」という。）で、大豆の販売の条件を有利にするため、第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた同条第一項の調整販売計画等に従い、大豆の集荷、保管又は販売の数量

又は方法を調整して計画的かつ合理的にその販売事業を行うものに対し、交付金を交付することができる。

一 大豆の生産者がある直接又は間接の構成員の全部又は一部となつて、農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつて、法人（前号に掲げる者を除く。）

2 前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、大豆の生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託（当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。）を受けて農林水産省令で定める期間内に当該生産者団体等が販売した大豆（大豆の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を大豆の生産者が生産者団体等に支払う旨の定めがある契約に係るものに限る。）の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

3 交付金の単価は、農林水産大臣が、販売することを主たる目的として大豆の生産を行つて、認められる生産者の生産費その他の生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、大豆の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

4 農林水産大臣は、交付金の単価を定めるに当たつては、大豆生産における生産性の向上及び大豆の品質の改善に資するように配慮するものとする。

5 農林水産大臣は、交付金の単価を定めようとするときは、政令で定める生産者団体等の意見を聴かなければならない。

6 交付金の単価は、毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、交付金の単価を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による交付金の単価の改定について準用する。この場合において、第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに定めて」とあるのは、「遅滞なく」と読み替へるものとする。

第三条 次条第一項又は第二項の規定により同条第一項の調整販売計画等の承認を受けた生産者団体等が前条第二項の農林水産省令で定める期間内に販売した大豆の銘柄別の販売価格の平均額が、大豆の標準的な生産費として農林水産大臣が定める金額を超えるときは、同条第三項の規定にかかわらず、当該生産者団体等が販売した当該銘柄の大豆については、農林水産大臣の定めるところにより、その交付金の単価（同条第七項の規定により交付金の単価が改定された場合にあつては、その改定後の交付金の単価）を減額するものとする。この場合において、同条第二項

中「次項の規定により定められる」とあるのは「次項及び次条第一項の規定により定められる銘柄別」と、「販売した大豆」とあるのは「販売した当該銘柄別の大豆」と、「数量に相当する数を乗じて得た」とあるのは「数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した」とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の農林水産大臣が定める金額について準用する。

(調整販売計画等の承認及び変更の勧告)

第四条 第二条第一項の交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、政令で定めるところにより、大豆の販売事業につき実施するその集荷、保管又は販売の数量又は方法の調整に関する計画、その同条第二項の売渡しの委託を受ける大豆の予定数量並びにその大豆の同項の売渡しの委託を受ける場合の方法及び条件(以下「調整販売計画等」という。)並びに次条第一項の規定による交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 生産者団体等は、前項の承認を受けた調整販売計画等又は次条第一項の規定による交付金の交付の方法を変更するには、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告することができる。

(生産者に対する交付金の交付)

第五条 第二条第一項の交付金の交付を受けた生産者団体等は、農林水産省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額(銘柄別の交付金の単価が定められる場合にあつては、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を各銘柄別の大豆に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額)を、当該生産者団体等に大豆の同条第二項の売渡しの委託をした者に対し、その売渡しの委託に係る大豆の数量(銘柄別の交付金の単価が定められる場合にあつては、その売渡しの委託に係る各銘柄別の大豆の数量)を基準として交付しなければならない。

2 前項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額(銘柄別の交付金の単価が定められる場合にあつては、その交付を受けた金額に相当する金額を各銘柄別の大豆に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額)を

、同項の規定の例により、その者に大豆の第二条第二項の売渡しの委託をした者に対し交付しなければならぬ。この項の規定による交付金の交付を受けた者（大豆の生産者を除く。）についても、同様とする。

（農産物価格安定法の適用除外）

第六条 農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）は、大豆については、適用しない。

（報告及び検査）

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内産の大豆の生産者若しくは生産者団体等に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一（三）（略）
- 四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- 六 飲食物品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七・八（略）
- 九 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
- 十一・十二（略）
- 十三 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）。
- 十五（二十四）（略）
- 二十五 農業経営の改善及び安定に関すること。
- 二十六（五十）（略）
- 五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。
- 五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。
- 五十三（略）
- 五十四 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等をいう。）及び輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の規定による農産物の検査に関する事

五十六〜八十六（略）

八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

（北海道農政事務所）

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事務。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事

2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（抄）

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。